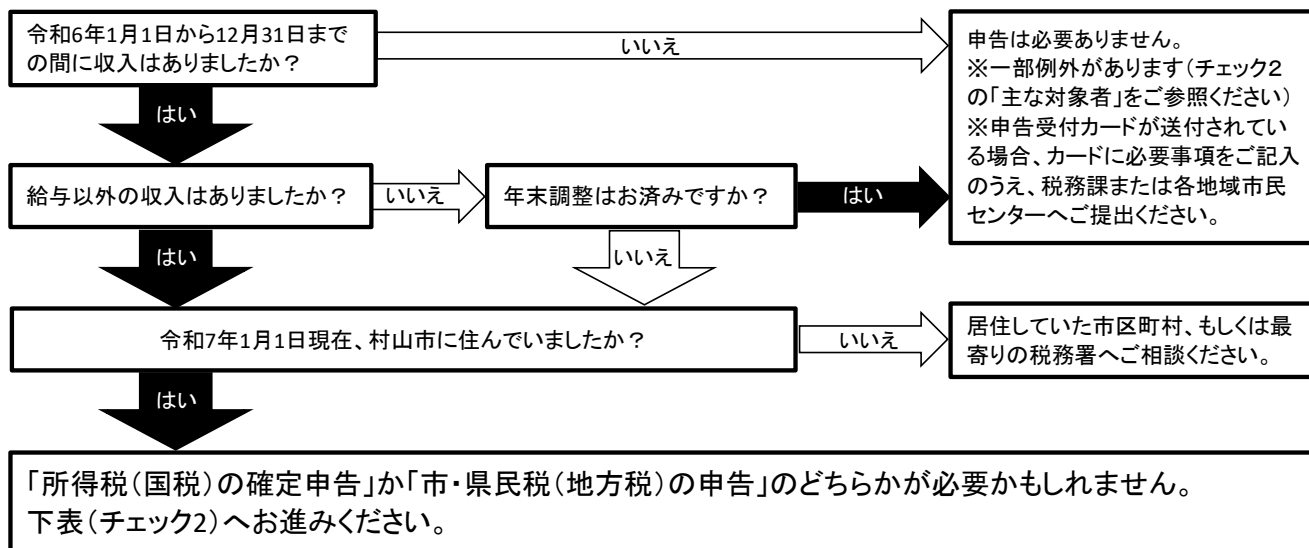


チェック1

申告が必要か確認しましょう



チェック2

どちらの申告に当てはまりますか？

所得税の確定申告 主な対象者
事業所得(農業含)、不動産所得、一時所得、雑所得(個人年金、報酬等)、譲渡所得などがある方で、各所得の合計額が所得控除の合計額を超える方
給与所得があり、以下のいずれかに該当する方
・給与収入が2,000万円を超える方
・給与所得以外の所得金額が20万円を超える方
・年末調整されていない給与収入がある方
・給与を2か所以上から受けていて、年末調整されていない給与収入とほかの所得金額の合計が20万円を超える方
公的年金等以外の所得金額が20万円を超える、または公的年金等の収入金額が400万円を超える方
年末調整以外の控除を追加する方、医療費控除等の控除がある方

市・県民税の申告 主な対象者
令和7年1月1日現在で村山市に住所があり収入がある方(下記の市・県民税の申告が不要な方を除きます)
※左記で所得税の申告が不要であっても、チェック1で申告が必要となった方は、市・県民税の申告が必要です。
※扶養親族等申告書などを変更して、各種控除の適用を受けようとする方は、市・県民税の申告が必要です。

農村環境改善センターで申告してください

村山税務署で申告してください
申告期間 2月12日(水)～3月17日(月)の平日
※農村環境改善センターでも受け付けます。
※税務署で申告する際は、当日配布の「入場整理券」が必要となります。また、希望日の10日前から前々日までには、LINEでの事前発行ができます。

マイナンバーカード読取対応のスマートフォンで確定申告書の作成・送信ができます。
詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

市・県民税の申告が不要な方
・所得税の確定申告書を提出する方
・前年中の収入が給与・公的年金のみで、各種控除に変更がない方